

●香川県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年8月17日から同年9月7日まで一般の縦覧に供する。

平成22年8月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 志度山川線（3号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市長尾東字笠堂863番2地先 から さぬき市長尾東字笠堂867番1地先 まで	13.5~31.0	110	平成13年香川県告示第 124号で変更した区域 の一部

- 4 供用開始の期日 平成22年8月17日